

第12回在東莞日系企業と東莞市政府との定期連絡会 議事概要

1. 日時：2015年7月30日（木）9：30～12：00（9：00受付開始）
2. 会場：東莞会展国際ホテル3階 如意庁
3. 主催：東莞市政府、在広州日本国総領事館、日本貿易振興機構広州事務所
4. 協力：東莞市商務局、東莞市外事僑務局、広東真広企業管理顧問有限公司（TJCC）、東莞日系企業連絡会、東莞東部日本人会、東莞長安鎮日商企業連絡事務所、東莞石龍日本人会
5. 次第：
 - 09：30 東莞市政府 楊曉棠 副市長より開会挨拶
 - 09：35 在広州日本国総領事館 齋藤法雄 総領事より挨拶
 - 09：40 質疑応答（司会：日本貿易振興機構広州事務所 塚田裕之 所長）
 - 11：50 在広州日本国総領事館 齋藤法雄 総領事より挨拶
 - 11：55 東莞市政府 楊曉棠 副市長より閉会挨拶

6. 議事概要

人力資源局

問1：人材募集難と人件費高騰

【背景】

現地進出日系企業にとってワーカー確保の難しさが最大の問題となっている。

【質問・要望】

人件費高騰および質の低下、作業不足に頭を痛めており、その対応策をお聞かせ願いたい。

答1：

政府としては様々な対策を講じている。一つ目に関連のPRを強化し、労働者の東莞市での安定的就業を指導している。

まず、募集情報のPRを強化した。春節に先立ち市内外の主要メディアを通じ「2015年東莞市春風活動マッチングの開催案内」を発表し、春節休暇後の募集サービスを企画、春節後の労働力流動性・求人ピーク時における需給マッチングを促進した。

春節期間中には、各駅で「平安帰省、東莞再会（無事に帰省し、東莞で再会

する)」という活動を展開し、各鎮（街）の公共交通機関（バス停または鉄道の駅）で、帰省する従業員に「2015年東莞市企業春節後求人情報」（市内500社以上の企業約15万件の求人情報を掲載）と「就職ガイド」を計22万部配布した。従業員が求人情報を故郷に持ち帰ることで、より多くの労働者を東莞市に引き付けることができた。

同時に市内540カ所の、統一のマークを付けた就職宣伝用の看板「東莞市就業ネットワーク」の「企業求人」「個人求職」やインターネット上のプラットフォームを利用し、多様なルートで企業の求人情報を無料で発表した。

第二に、優遇政策のPRを強化した。企業見学、就職マッチング会を通じた宣伝資料の配布、インターネットおよび各鎮にある常設・移動式の宣伝看板などメディアの利用により、当市での人材の戸籍登録、技能昇格手当等についての優遇政策を宣伝し、企業と従業員に情報提供を行った。

第三に、雇用環境のPRを強化した。当市の良好な雇用環境を重点的にPR、労働者に対し合法的な職業紹介機構を通じた就業により、詐欺被害などにあわないよう注意を喚起した。

二つ目に、人事募集プラットフォームを構築し、企業と求職者の需要・供給のマッチングを促進した。面接会の実施、市内各所への募集センターの設置、「村民作業場」の活用による人材確保などを行い、安定的な就業の実現を推進した。

三つ目に、人的資源開発を強め、企業の労働力準備について指導した。本年4月初旬に第六回「東莞市学校・企業協力面談会」を開催し、全国から招いた職業学校、技術系学校および当市の1,000社を超える雇用模範企業との面談マッチングを行った。

四つ目に、労働提携をしっかりと行い、東莞へ労働者を引き寄せた。2015年上半期には市内各鎮（街）の優良企業165社を組織し、広東省内では汕尾市、韶関市、茂名市、省外であれば湖北省、雲南省などで就職マッチング、面談会を45回行い、2万以上の就業者を提供した。この活動は毎年需要のある企業を組織して行っており、必要のある企業は市・各鎮・村などの人力資源部門に申し込んでいただきたい。

また、企業に対し以下の通りアドバイスしたい。一つ目に、積極的に政府部門の各種措置の実施に協力・関与することを提案する。就職マッチング会へ主体的に参加し、学校との協力を積極的に関与して欲しい。企業内に職業技術訓練センターを設立し、労働者に対する技能教育を強化するなど、政府の各種政策を十分に利用すること。

二つ目に、企業が積極的に企業文化を打ち立て、内部管理をルール化し、人間的な管理を行い、労働環境を改善し、従業員と共に融和的な労働関係を作り上げ、真の意味で企業に従業員を引き留めることを提案する。従業員のキャリ

アップルルートをはっきりさせ、生涯キャリアの計画設計を助けることで、仕事面で従業員を引き留める。従業員に対する人間的関心と企業文化の建設を強化し、従業員の文化・娯楽活動を豊富にし、感情面で従業員を引き留めることを勧める。

三つ目に、企業が同業他社および周辺都市の給与を参考とし、従業員の給与待遇を適切に向上させることを提案する。当市の人的資源部門は毎年「企業給与指導基準」を公表している。本基準を参照し、積極的に正常な従業員給与の上昇システムを構築し、人材募集における競争力と魅力を絶えず高めることを勧める。

四つ目に、経営者が自社の人事部門の人材募集管理に対し注意を払い、募集制度をルール化することで、企業内の人物が各種手段により不当な利益を得ることを防止するよう提案する。

各企業が人材募集サービスを必要とする場合、人力資源サービス部門と連絡できる（東莞市職業紹介サービスセンター、住所：東城育興路 101 号、電話番号：0769-22697561）。

また、各鎮（街）の人力資源サービス機関の連絡先および住所は「東莞就業服務網」（<http://jyfw.dg.gov.cn>）に登録すれば検索できる。

なお、本市企業の労働コストの状況を全面的に把握するため、当局は 2014 年下半期に、1,043 社の正常に生産・経営が行われている企業の 17 万名以上の従業員を対象に企業給与調査を行い、「2014 年度東莞市労働力市場給与指導基準」を作成、無料で企業の参考に供した。必要な場合は最寄りの人力資源・社会保障局で受理できる。またインターネットでも公開をしている。

問 2：就業許可について

【背景】

60 才を過ぎた場合の就労許可、Z ビザ（就労ビザ）の取得が難しくなっている。日本において定年退職年齢が引上げられていることや、ベテランの知見を活用するため、65 才以上でも当地企業に出向し能力を発揮するケースが多くある。

【質問・要望】

東莞市において企業人材ニーズにあった外国人が就労しやすい規定の検討や、柔軟な運用を考えていただけないか？

答 2：

一般的に、外国人の東莞市での就業年限はわが国での労働年齢を参照しており、満 18 才から満 60 才までとなっている。ただし、以下の状況につき年齢制

限を適宜緩和することができる。

- (1) 東莞市に投資しており直接的に投資企業の経営管理に参加し、マネジメント職を担当する外国籍投資者、外国あるいは台湾・マカオ企業の駐東莞代表組織の首席代表を務める外国人は年齢の制限を受けない。
- (2) 当市ですでに就業しており、満60才となる外国人が「外国人就業証」の期限を向かえるにあたり、同一の雇用単位が継続的に雇用を行う場合、「外国人就業証」の延期を申請できる。ただし、一般的には65才を超えることはできない。

なお、65才を超えるが特殊な技能などがある場合など、個別の状況については個別に判断する。

社会保障局

問3：悪質な失業保険の受領について

【背景】

労働者が意図的に社内規定に反する行為を行い、会社側から解雇通知を発行させ、失業保険を手にするという事例が何件か発生している。

嚴重注意などをして、失業保険の支給が狙いであるため、解雇通知を発行するまで何度も故意に社内規定に反する行為を継続する。

その都度、労働局、弁護士、コンサルティング会社へ相談をしているが、結果的には悪質なケースに対しても失業保険が支払われている状況で、一部の従業員からは、税金の使用用途に対して不満が出ている。

本来、不当解雇などから労働者を守るべき法律が、まったく逆の性質を持つようになっている。

【質問・要望】

「労働者側の意図的な反社会的行為などによる場合、それを証明する証拠などがあれば、失業保険の支給対象から除外される」などの文言を条例に追加していただくことで、悪質なケースに対する抑止とすることは可能か。

答3：

失業保険の立法目的は労働者自身の本意によらず失業した場合の、基本的な生活補償を図るためである。利用できる場合については失業保険条例に定められており、その中で労働契約法第39条に基づき従業員に過失がある場合でも保険金は支払われることになっている。今回と同様の意見は、労働保険条約が施行されて以降2~3社から提起されている。当局としては以下の対応をしている。

- (1) 企業側の意見を上級機関に伝え、理解と支援を求め徐々に改善する。
- (2) 社会保険に加入している労働者を教育し、失業保険の正しい利用を普及

する。

- (3) 失業保険は1～4年の加入で給与1カ月分の保険金が支払われ、5年目からは2カ月分、最大14年加入で2年分が支払われる。労働者にとっても加入期間の途中で保険金を受け取るのは、不利益なことである点を周知する。

企業には、規定違反の従業員に対する処罰を厳しくし、違反コストを上昇させることを提案する。

政府と企業がともに努力し、悪質な失業保険の受領を減らし、本来の意味での保険としての効力を発することを目指したい。

公安局

問4：安心な生活環境の確保

【背景】

最近市内でかっぱらい、引ったくりなどの事件が多く見られる。犯人の取り締まり体制が手ぬるいのではないか。被害者は泣き寝入りの状態が続いているようである。

【質問・要望】

市民が安心して暮らせるための、東莞市の具体的な対応策があればご紹介いただきたい。

答4：

今年の1～6月について、当市の窃盗、ひったくり件数は2万8,520件と前年同期比で19.5%減少した。解決案件は4,002件と前年同期比で5.7%増加した。

今年初め、広東省公安庁は窃盗・ひったくり犯罪の取り締まりを、今年の実省の警察機関の重点業務とした。東莞市政府も窃盗・ひったくり犯罪の取り締まり業務を高度に重視しており、2015年の「人民のために行う10大案件」の一つとしている。

まず、予防については以下の措置を行っている。

- (1) パトロール防犯エリアを科学的に策定し、巡回区責任制を実行する。
- (2) 路上パトロール防犯業務を強化する。

各公安分局は引き続き「武装パトロール、街中での警察官の常駐、素早い対応」(武装巡邏、屯警街面、動中備勤)による武装パトロール常態化システムを完備する。

- (3) 監視カメラ設置の強化。

東莞市公安局の先導で各公安分局を組織し、引き続き社会治安監視カメラの設置を推進する。

(4) 社区防犯業務の強化。

各公安分局は全面的に賃貸住宅の管理を強化し、関連規定の要求に厳格に照らし、賃貸住宅のネットワーク化管理を実施する。

また、取締りについては以下の措置を取っている。

(1) 専門部隊の設立を強化する。

東莞市公安局および各公安分局はそれぞれ窃盗・ひったくり取締り専門部隊を設立した。

(2) 特定の案件への取締りを強化する。

大規模、連続的、区域をまたいだものおよび新型の案件については、刑事警察分隊が直接先導して、あるいは案件に関連する刑事捜査大隊と共同で調査を行い、徹底的に打撃を加える。

(3) 逃亡者の追跡業務を積極的に展開する。

公安内部のネットワークにある窃盗案件の逃亡犯について、東莞市刑事警察分隊が先導し、関連する部門および各公安部門を組織して逃亡犯追跡業務方案を制定し、逃亡犯追跡業務の責任を負い、適切に逃亡犯を逮捕し、犯罪に懲罰を加え、逃亡犯が社会にとどまり継続して事案を行うリスクを最大限低下させる。

税関

問5：通関について

【背景】

貨物を正常に輸出する時、企業の通関資料を完璧に用意しても非合理的な理由で貨物通関を遅延させられることがある。例えば、蓋と本体の二つの部分で構成される容器について、蓋（あるいは本体）を単独で輸出する際「蓋は容器ではない」という理由で通関を遅延させられるなど。

【質問・要望】

このように実状に合わない点を指摘して通関業務を遅延させられることがあるため、通関業務の効率向上を図って頂きたい。

答5：

本問題については、本来は個別案件であり、具体的な企業名、税関名、商品名などの情報がないものの、当税関は真摯に検討し以下の回答をする。

輸出入企業は「中華人民共和国税関輸出入商品規範申請目録」(署公告〔2006〕0016号)の規定に基づき税関申告を行なう必要がある。申告書の修正が必要な場合「中華人民共和国税関輸出入貨物通関申告書修正および取り消し管理便法」(署令〔2014〕220号)に基づき処理をしている。

今回の問題にある蓋のみの輸出については、世界税関機構（WCO）の基準に基づく国際的な名称、HSコードなどについての規定により、蓋は容器としての特徴を有しないため、蓋の素材・材質に基づいてHSコードが決定される。

もし何か問題があれば、税関ホットラインサービス（12360）まで問い合わせをいただきたい。当税関としては、通関業務が効率的に行えるよう常に努力している。今後も日系企業との交流と強め、効率的な業務実施を心掛けたい。

【商務局】

問6：協力金、土地補償金の支払い

【背景】

来料加工工場から独資企業となった今でも、商務弁が指定する企業に対し、毎年「協力サービス費」と名称を変更した費用を、年に4回分割して支払っている。かつ同企業との永久性契約の締結も要求されている。この企業からサポートのようなものはほとんどなく、支払わないと意地悪されるのではないかと保険金のつもりで支払っている。

また、「土地管理費」の徴収が取消されたが、村委会は「土地使用補償料」として現在も徴収している。

【質問・要望】

こういった行為を禁止して欲しい。

答6：

2013年初めに東莞市政府は「東莞市人民政府の企業負担をより減少させビジネス環境を向上する実施意見」（東府[2013]1号、以下「市府1号文」と表記）を公布し、市レベルでの費用徴収についてはすべて取り消された。さらに、鎮・村と企業間の協議費用徴収をルール化することで、企業の負担を軽減した。これは今までで最大規模の企業に対する負担軽減策である。

いずれにおいても企業の負担を削減するという方針であるため、鎮ごとに方式はことなるが削減策があるはず。何か問題が発生した場合は、各鎮の窓口まで申し出てほしい。東莞市としても各鎮を巡回して「市府1号文」の実施状況を監督する。

各鎮は費用徴収の大部分を取り消している、もしくは徐々に取り消すはずなので、企業の皆様のご意見を元に検査を行う。

この問題は今回初めて提出されたものではない。東莞市政府の企業に対するサービスは全国でも上位レベルにあると考えているが、費用徴収の問題については80年代から続く歴史的な背景もある。今後も費用徴収の問題を徹底的になくすために鎮への指導を続けていく。

教育局

問7：私立高校への進学

【背景】

東莞市内での高校受験（公立、私立共）が、条件を満たしておらず受験不可とされた。父親は日本人（東莞社会保険未加入）で現在の会社に勤続10年。母親は中国人（四川の社会保険加入、2015年1月で50才のため、現在未加入）。

本人（子供）は東莞の私立中学校の2年生（中国人として在学、中国パスポートあり）。親が東莞の社会保険を今年は2年間、来年は3年間加入していない場合は、東莞の高校は受験不可と言われている。

【質問・要望】

東莞市の私立高校への進学が可能な方法はあるか？

答7：

「東莞市の外来従業員子女につき義務教育修了後の普通高校へ進学に際する受験資格の認定細則」に基づき、資格認定には以下の3つの条件を満たすことが必要となる。なお、同細則は中国人にのみ適用される。

- （1）子女が当市の中学校で3年間在籍し、市関連部門により両親もしくはそのいずれかが当市において合法的かつ安定した職業、合法的かつ安定した住所を有すると認定されること。
- （2）当市が手続をした有効な「広東省居住証」を3年以上保有していること。
- （3）国家规定に従い広東省で社会保険費用を3年以上納付していること。

今回の案件については、特殊な状況にあるため中学校の卒業試験を受けたのち、私立学校への入学申請を提出してくれば、状況に応じて処理をする。

なお、外国人が中国の大学入学試験を受けるためには永久居留ビザが必要となる。受験を考えている場合は、早めに手続きをしたほうがよい。

水務局

問8：堤防費の徴収停止

【背景】

広東省政府は「中央、省が設立した行政事業的費用に関わる省レベルの徴収を免除する通知」を2014年5月に発布した。これにより、条件を満たし、意欲を持つ地方では、省レベル（徴収総額の10%）の費用を免除すると同時に、市レベル（徴収総額の90%）の費用の免除を奨励すると明記されている。同通知に基づき、広州市地方税務局は2015年1月1日から堤防費の徴収を停止した。

【質問・要望】

東莞市では堤防費の徴収停止を考えているか。

答 8 :

現時点で堤防費の徴収停止は考えていない。ただ、東莞市には堤防費徴収についての優遇策があり、一部の費用は既に削減されている。

- (1) 広東省の「一部企業の堤防費計算・徴収の方式の調整によるさらなる費用徴収・使用管理業務のルール化に関する通知」(粵水財審〔2010〕)などの規定に基づき、現行政策の許す範囲内で、企業に対して堤防費については下限費用率標準に基づき徴収し、かつ「50 万元を上限」とする徴収政策を実施している。
- (2) 2014年1月1日から2年以内において、当市の堤防費の徴収基準を現行から20%引き下げ、月額売上が2万元以下の中小・小型企業に対しては免除を行い、通年で企業負担を2.44億元減少させた。
- (3) 当市は2003年から一般企業に対し、堤防費の年間50万元上限制を実施しており、毎年3.4億元の企業負担が軽減されている。されなる企業負担の軽減のため、2014年から広東省が規定する優遇基準の上に、さらに納付上限を50万元から45万元に引き下げる。

住宅積立金管理センター

問 9 : 住宅積立金の納付比率

【背景】

大朗鎮に新設した製造業企業。一部の従業員(事務員・管理層)について、住宅積立金の納付比率を7%(会社・個人は同率)で申告・納付している。その後、ワーカーのために、納付比率を5%として鎮の建設銀行で申告・納付しようとしたが拒否された。理由は、住宅積立金は一つの比率で納付しなければならない、同社は既に7%で申告しているため、5%で追加納付することができないとのこと。鎮の住宅積立金センターにも問い合わせたところ、同様の回答であった。

しかし、ワーカーの多くは高い比率で納付したくないので、5%で納付するよう強い要望がある。

一方他の鎮では、最多で三つの異なる比率で加入している企業もある様子。東莞市の別の建設銀行で確認したところ、三つの異なる比率を採用した納付が可能との回答があった。

【質問・要望】

- ① 実際はどのような状況であるかご教示いただきたい。
- ② 1社が2つの比率で納付を希望する場合、大朗鎮では可能な方法があるか。

答 9 :

企業の実情を考慮し、2007年に公布・実施された「東莞市住宅積立金納付管理方法」には「一つの納付単位につき、三つの納付率を上回らないこと」という規定があった。

その後、2013年の同方法の改正により同規定は取り消された。これは東莞市の法制局から、納付比率にばらつきがあることは平等性の原則に違反しており、法的根拠がないとの指摘があったため。全国的に一つの単位に一つの納付比率で行われており、当市も改正を行った。

さらに、最近広東省人民政府が発布した「住宅積立金の管理活動を強化する意見（草案）」においても、一つの納付単位につき、一つの比率で納付するよう定められている。

東莞市住宅積立金センターは2013年に改正した同方法を厳守しており、新規納付設企業に対しては、一つの納付比率のみ適用する。既存の納付口座で複数の納付比率がある場合、整理整頓を展開、加速する。

東城街道弁公室

問 10 : 工場の移転について

【背景】

先日、今の工場の賃貸契約について、2014年の7月末までだったものを3年間延長した。しかし2015年3月、9月末に立ち退くようオーナーから通知があった。オーナー側は鎮政府から通知を受けたためとしているが、わずか半年での工場シフトは困難である。なお、工場の場所は東城区主山村烏石崗工業区である。

【質問・要望】

仮に移転が必要だとしても、準備期間をせめて年内まで待っていただけないか。

答 10 :

本件につき主山社区と日系企業との賃貸借原契約は2013年に期限を迎え、2013年11月25日に両者は新たに契約延長協議を締結した。該当協議の第一条の定めでは「延長賃貸借期限は原契約の使用期限満期後に、原則として2017年3月31日まで継続される。ただし、政府及び甲（甲：東莞市東城区主山烏石崗股份經濟合作社）が、満期に先立って該当工場物件を回収し、構造転換・レベルアップのための改造に使用する必要がある場合、甲、乙（乙：日系企業側）双方は六か月前に書面により相手方に通知することで、賃貸借期間において甲

はいかなる経済的責任も一切負わず、移転についていかなる経済的補償の責任も負わず、該当物件の回収通知により、期限内に乙は無条件で該当物件を甲に引き渡すこと」とある。

2015年3月に主山烏石崗股份經濟合作社は日系企業側に対し、「三旧」改造領導小組の「烏石崗工業区の旧式工場における契約満了前の賃借人立ち退き業務を確実にを行うための通知」を送付し、賃貸借延長協議の終了を申し入れた。該当工場物件は東城永正文化創意産業園区プロジェクト（33 芸術タウン）の建設に利用される。

3月以来、当区および主山社区は数回に渡り、日系企業と共に東城区内の空き工場を視察した。日系企業側の要求は工場面積は約 5,000 平方メートル、一階部分が長さ 70 メートル以上で、オフィスビルも付属しているというものだが、現時点で適切な工場は見つけられていない。企業の生産および引き続いての空き工場視察を支援するために、区の資産弁公室を通じ東莞市芸術タウン文化創意産業園当市有限公司と協議を行い、本来 9 月の期間到来後であった移転期限を 1 カ月延長することに同意した。

再度の期間延長については、検討したい。

以上

本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

※禁無断転載